



山形県公報

平成18年8月4日(金)
第1764号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                        |                        |
|----------------------------------------|------------------------|
| 最上地区広域連合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約..... | (市町村課) ...1101         |
| 有害図書類の指定.....                          | (女性青少年政策室) ...1102     |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                    | (最上総合支庁福祉課) ...1103    |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....                  | (同) ... 同              |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                    | (置賜総合支庁福祉課) ...1104    |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....                  | (同) ... 同              |
| 民有保安林指定の解除の予定.....                     | (森林課) ... 同            |
| 建設業者に対する営業停止の処分.....                   | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... 同 |
| 同.....                                 | (同) ...1105            |
| 県道の供用の開始.....                          | (置賜総合支庁建設総務課) ... 同    |
| 同.....                                 | (同) ... 同              |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                    |      |
|--------------------|------|
| 政治団体の設立.....       | 1106 |
| 政治団体の届出事項の異動.....  | 同    |
| 政治団体の解散.....       | 1107 |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 同    |
| 同.....             | 1108 |
| 資金管理団体の指定.....     | 1109 |

### 人事委員会関係

### 告 示

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| 平成18年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)の実施..... | 1110 |
| 平成18年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)の実施..... | 1112 |

### 公 告

|                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (村山総合支庁企画振興課) ...1113 |
| 同.....                    | (庄内総合支庁企画振興課) ...1114 |

## 告 示

山形県告示第772号

最上地区広域連合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を次のように定めた。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

最上地区広域連合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

## (事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、最上地区広域連合(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を山形県(以下「乙」という。)に委託する。

## (経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は甲が負担するものとする。

## (条例等制定改廃の場合の措置)

第3条 乙は、委託事務の処理に適用される条例、人事委員会規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例、人事委員会規則等を甲の長に通知しなければならない。

第4条 甲が委託事務の処理に関係ある条例、規則、規程等を制定し、又は改廃したときは、甲の長は、直ちに当該条例、規則、規程等を乙の人事委員会に通知しなければならない。

## (その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

## 附 則

この規約は、平成18年8月4日から施行する。

## 山形県告示第773号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定番号 | 題 名                                      | 図 書 コ ー ド    | 発 行 所 等       | 指定の理由                               |
|------|------------------------------------------|--------------|---------------|-------------------------------------|
| 8455 | Lady's Comic Special AYA 8月号増刊<br>恋愛ラブレボ | 09672 - 08   | (株) 宙 出 版     | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8456 | 無敵恋愛S*girl 8月号                           | 08577 - 8    | (株) ぶ ん か 社   |                                     |
| 8457 | 絶対恋愛Sweet 8月号増刊 ヒミツの恋SPECIAL             | 15558 - 8    | (株) 笠 倉 出 版 社 |                                     |
| 8458 | レディースコミック・タブー 8月号                        | 19673 - 08   | 三 和 出 版 (株)   |                                     |
| 8459 | 実録!妻たちの浮気報告書Vol.5                        | 53413 - 81   | (株) 笠 倉 出 版 社 |                                     |
| 8460 | ラブ・コレ 絶対恋愛Sweet特別編集                      | 53413 - 85   | (株) 笠 倉 出 版 社 |                                     |
| 8461 | 本当にあった人妻たちの秘浮気体験Vol.3                    | 57958 - 84   | (株) ぶ ん か 社   |                                     |
| 8462 | 制服文庫                                     | 57612 - 04   | (株) 竹 書 房     |                                     |
| 8463 | Young Love Comic aya 8月号                 | 18815 - 08   | (株) 宙 出 版     |                                     |
| 8464 | 愛の体験スペシャルDX 8月号                          | 11585 - 8    | (株) 竹 書 房     |                                     |
| 8465 | ウォー A組 8月号                               | 11953 - 08   | (株) マガジンマガジン  |                                     |
| 8466 | 劇漫スペシャル 8月10日増刊号人妻新鮮組                    | 13546 - 8/10 | (株) 竹 書 房     |                                     |
| 8467 | びーたcomic 8月号                             | 13881 - 08   | 若 生 出 版 (株)   |                                     |

|      |       |            |           |
|------|-------|------------|-----------|
| 8468 | 危険恋愛H | 55153 - 78 | (株) 松 文 館 |
|------|-------|------------|-----------|

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定（包括基準）に該当する有害図書類  
（図 書）

| 番号 | 題 名            | 区 分      | 発 行 所 等     |
|----|----------------|----------|-------------|
| 1  | 若妻エナジー         | 不 明      | フレッシュ・メディア  |
| 2  | ぷちるんるんVOL.02   | 不 明      | M Y 出 版     |
| 3  | 巨乳の感触 月咲舞・若槻樹里 | 不 明      | フ ラ ッ シ ュ   |
| 4  | コミックアムール8月号    | 03801-08 | (株) サ ン 出 版 |

（録画テープ等）

| 番号 | 題 名                | 区 分 | 発 行 所 等      |
|----|--------------------|-----|--------------|
| 1  | 人妻電腦モニターナイン其の式     | DVD | アルファド        |
| 2  | 自称変態 豹変する美脚淫女 浅間夕子 | DVD | (有)グローリークエスト |

#### 山形県告示第774号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                        | 事業所の名称及び所在地                    | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|------------------------------------------------|--------------------------------|---------------|-------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番<br>1号<br>六本木ヒルズ森タワー | デイサービス・コムスン新庄<br>新庄市金沢1863 - 1 | 通 所 介 護       | 平成18 . 7.26 |

#### 山形県告示第775号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の<br>名称及び所在地                      | 事業所の名称及び所在地                    | 介護予防サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------|-------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番<br>1号<br>六本木ヒルズ森タワー | デイサービス・コムスン新庄<br>新庄市金沢1863 - 1 | 介護予防通所介護        | 平成18 . 7.26 |

## 山形県告示第776号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地                      | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------|----------------------------------|-----------|-----------|
| 有限会社羽前技研<br>米沢市中央7-6-20 | みらい福祉用具貸与事業所<br>米沢市中央七丁目6-21-102 | 特定福祉用具販売  | 平成18.7.26 |

## 山形県告示第777号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地   | 事業所の名称及び所在地                      | 介護予防サービスの種類  | 指定年月日     |
|-------------------------|----------------------------------|--------------|-----------|
| 有限会社羽前技研<br>米沢市中央7-6-20 | みらい福祉用具貸与事業所<br>米沢市中央七丁目6-21-102 | 特定介護予防福祉用具販売 | 平成18.7.26 |

## 山形県告示第778号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 解除予定保安林の所在場所  
山形県西村山郡大江町大字小見字大山775-1、804-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
干害の防備兼公衆の保健
- 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第779号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 処分をした年月日  
平成18年8月3日
- 処分を受けた者
  - 商号 株式会社白鳥矢萩土木
  - 主たる営業所の所在地 村山市大字白鳥2392番地
  - 代表者の氏名 矢萩 和夫
  - 許可番号 山形県知事許可(般-18)第300430号
- 処分の内容
  - 建設業の営業の全部について、平成18年8月11日から同月17日までの7日間の営業の停止
  - 建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者で

ある建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事で、土木一式工事に係るもの(下請契約によるものを含む。)について、平成18年8月18日から同年11月15日までの90日間の営業の停止

## 4 処分の原因となった事実

村山市が発注した工事等に関し、株式会社白鳥矢萩土木の元代表取締役が刑法(明治40年法律第45号)第198条に違反し、このことが建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

## 山形県告示第780号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 処分をした年月日

平成18年8月3日

## 2 処分を受けた者

- (1) 商号 有限会社角文建設
- (2) 主たる営業所の所在地 村山市大字大久保甲84番地
- (3) 代表者の氏名 角川 紀之
- (4) 許可番号 山形県知事許可(般-13)第300088号

## 3 処分の内容

建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事で、土木一式工事に係るもの(下請契約によるものを含む。)について、平成18年8月11日から同年11月8日までの90日間の営業の停止

## 4 処分の原因となった事実

村山市が発注した工事に関し、有限会社角文建設の元代表取締役が刑法(明治40年法律第45号)第198条に違反し、このことが建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

## 山形県告示第781号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の併用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年8月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 路線名 米沢高畠線

2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字高畠字大町829番1から  
同 字横町919番1まで

## 3 供用開始の期日 平成18年8月4日

## 山形県告示第782号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の併用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年8月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 路線名 高畠川西線

2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字高畠字横町915番7から  
同 字町裏691番1まで

## 3 供用開始の期日 平成18年8月4日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年8月4日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

政党

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日          |
|-------------|--------|----------|-----------------|----------------|
| 社会民主党北村山支部  | 結城 芳   | 西塚 徳治    | 村山市楯岡新町二丁目11-17 | 平成<br>18. 6.22 |
| 社会民主党新庄最上支部 | 今田 雄三  | 安食 秀昭    | 新庄市住吉町5-28      | 平成<br>18. 6.26 |
| 社会民主党西村山支部  | 内藤 明   | 安達 義昭    | 寒河江市大字谷沢195     | 平成<br>18. 6.27 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日          |
|--------------|--------|----------|--------------|----------------|
| 清潔な南陽市を築く市民会 | 菊地 泰雄  | 鹿又 源一郎   | 南陽市宮内346-3   | 平成<br>18. 6.20 |
| 武田さとし後援会     | 武田 聡   | 庄司 慎悦    | 山形市本町二丁目1番6号 | 平成<br>18. 6.20 |

山形県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年8月4日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

政党

| 政治団体の名称    | 異動事項  | 内 容   |      | 届出年月日          |
|------------|-------|-------|------|----------------|
|            |       | 新     | 旧    |                |
| 自由民主党小国町支部 | 会計責任者 | 保科 一三 | 山口 馨 | 平成<br>18. 6.13 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 異動事項  | 内 容   |       | 届出年月日          |
|---------|-------|-------|-------|----------------|
|         |       | 新     | 旧     |                |
| 柴田清正後援会 | 代 表 者 | 柴田 国雄 | 三上 鉄雄 | 平成<br>18. 6.16 |

|         |       |         |         |                |
|---------|-------|---------|---------|----------------|
| 佐藤忠次後援会 | 代 表 者 | 安 部 吉 春 | 佐 藤 清 志 | 平成<br>18. 6.27 |
|---------|-------|---------|---------|----------------|

## 山形県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成18年 8月 4日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称 | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|---------------|--------------|---------------|
| 阿曾千一後援会       | 解 散          | 平成18. 3.31    |

## 山形県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年 8月 4日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

(その他の政治団体)単位:円

|                             |          |
|-----------------------------|----------|
| 政治団体の名称                     | 阿曾千一後援会  |
| 報告年月日                       | 18. 3. 2 |
| 収入総額                        | 105,532  |
| 前年繰越額                       | 105,532  |
| 本年収入額                       | 0        |
| 支出総額                        | 30,000   |
| 本年収入の内訳                     |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)        |          |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |          |
| 団体分                         |          |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |          |
| 政党匿名寄附                      |          |
| 事業収入(内訳別掲)                  |          |
| 交付金収入                       |          |
| 借入金(内訳別掲)                   |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |          |
| 支出の内訳                       |          |
| 経常経費                        | 0        |
| 人件費                         |          |
| 光熱水費                        |          |
| 備品・消耗品費                     |          |
| 事務所費                        |          |
| 政治活動費                       | 30,000   |
| 組織活動費                       | 30,000   |
| 選挙関係費                       |          |
| 事業費                         | 0        |
| 機関紙発行事業費                    |          |
| 宣伝事業費                       |          |
| パーティー事業費                    |          |
| その他の事業費                     |          |
| 調査研究費                       |          |
| 寄附・交付金                      |          |
| その他の経費                      |          |
| 資産等の有無                      | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年8月4日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠



(その他の政治団体)単位：円

|                                          |          |
|------------------------------------------|----------|
| 政治団体の名称                                  | 阿曾千一後援会  |
| 報告年月日                                    | 18. 6. 2 |
| 収入総額                                     | 75,532   |
| 前年繰越額                                    | 75,532   |
| 本年収入額                                    | 0        |
| 支出総額                                     | 0        |
| 本年収入の内訳                                  |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |
| 交付金収入                                    |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |
| 支出の内訳                                    |          |
| 経常経費                                     | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |
| 政治活動費                                    | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |
| 資産等の有無                                   | 無        |

山形県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成18年 8月 4日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷

誠

|        |         |           |              |        |            |
|--------|---------|-----------|--------------|--------|------------|
| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
| 武田 聡   | 山形市議会議員 | 武田さとし後援会  | 山形市本町二丁目1番6号 | 武田 聡   | 平成18. 6.20 |

## 人事委員会関係

### 告 示

#### 山形県人事委員会告示第4号

平成18年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)を次のとおり実施する。

平成18年8月4日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

- 1 試験の名称  
平成18年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)
- 2 試験区分及び採用予定人員  
保育士 若干名
- 3 試験の程度  
短期大学卒業程度
- 4 対象となる職

| 試験区分  | 対象となる職        |
|-------|---------------|
| 保 育 士 | 医療職給料表(2)1級の職 |

#### 5 給 与

この試験に合格し採用された者は、「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は、原則として次表のとおりであり、このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

| 試験区分  | 適用給料表     | 給 料    |
|-------|-----------|--------|
| 保 育 士 | 医療職給料表(2) | 1級11号給 |

#### 6 受験資格

昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、かつ、次表の右欄の資格要件を満たす者。ただし、地方公務員法第16条の規定に該当する者は、受験できない。

| 試験区分  | 資 格 要 件                                                |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 保 育 士 | 保母の資格を有する者又は保育士の資格を有する者若しくは平成19年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者 |

#### 7 第1次試験

- (1) 試験種目  
教養試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)  
専門試験の出題分野は別表のとおりとする。
- (2) 試験の実施日  
平成18年9月24日(日)
- (3) 試験地

山形市

(4) 第 1 次試験合格者発表

平成18年10月 5日(木)(予定)に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
 なお、合格者には書面で通知する。

8 第 2 次試験

(1) 試験種目

作文試験及び人物試験

(2) 試験の実施日(予定)

平成18年10月20日(金)並びに10月31日(火)から11月 2日(木)までのうち指定する 1日

(3) 試験地

山形市

9 最終合格者発表(予定)

平成18年11月下旬に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
 なお、合格者には書面で通知する。

10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

11 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、封筒の表に「短卒程度請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形 2号)を必ず同封すること。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒(長形 3号封筒)を添付し、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目 8番 1号 郵便番号990-8570)に郵送するか又は直接持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「 受験」( は試験区分名。)と朱書きするとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

(3) 受験申込期間

平成18年 8月14日(月)から 9月 1日(金)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 8時30分から午後 5時15分まで。)

なお、郵送による申込みは、平成18年 9月 1日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒(長形 3号封筒)を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別 表

専門試験(多枝選択式)出題分野

| 試 験 区 分 | 出 題 分 野                                           |
|---------|---------------------------------------------------|
| 保 育 士   | 社会福祉、児童福祉(養護原理を含む。)、発達心理(精神保健を含む。)、保育原理、保育内容、保健衛生 |

## 山形県人事委員会告示第5号

平成18年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)を次のとおり実施する。

平成18年8月4日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

- 1 試験の名称  
平成18年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)
- 2 試験区分及び採用予定人員  
行政 約5名、警察行政 若干名、総合土木 若干名
- 3 試験の程度  
高等学校卒業程度
- 4 対象となる職  
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職
- 5 給与  
この試験に合格し採用された者は、「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は、原則として行政職給料表1級5号給であり、このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。  
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。
- 6 受験資格  
昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。  
学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成19年3月31日までに卒業見込みの者  
人事委員会が に掲げる者と同等の資格があると認める者  
日本の国籍を有しない者  
地方公務員法第16条の規定に該当する者
- 7 第1次試験
  - (1) 試験種目  
教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式)及び適性試験。ただし、専門試験は総合土木について、適性試験は行政、警察行政について実施する。  
専門試験の出題分野は別表のとおりとする。
  - (2) 試験の実施日  
平成18年9月24日(日)
  - (3) 試験地  
山形市、米沢市、新庄市、三川町
  - (4) 第1次試験合格者発表  
平成18年10月5日(木)(予定)に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。
- 8 第2次試験
  - (1) 試験種目  
作文試験及び人物試験
  - (2) 試験の実施日(予定)  
平成18年10月20日(金)並びに10月31日(火)から11月2日(木)までのうち指定する1日
  - (3) 試験地  
山形市
- 9 最終合格者発表(予定)  
平成18年11月下旬に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。
- 10 採用候補者名簿及び採用方法  
最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。
- 11 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、封筒の表に「高卒程度請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封すること。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒(長形3号封筒)を添付し、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570)に郵送するか又は直接持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「 受験」( 試験区分名。)と朱書するとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

## (3) 受験申込期間

平成18年8月14日(月)から9月1日(金)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。)

なお、郵送による申込みは、平成18年9月1日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

## 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒(長形3号封筒)を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

## 別 表

## 専門試験(多枝選択式)出題分野

| 試 験 区 分 | 出 題 分 野                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 総 合 土 木 | 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(応用力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、土木施工、農業土木設計、農業土木施工 |

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成18年7月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人発達支援研究センター

## (2) 代表者の氏名

高橋 信子

## (3) 主たる事務所の所在地

山形市小荷駄町2番7号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての人に対して、必要に応じ生涯にわたる発達支援等を行い、認め合い、支え合う活動を行うことによって、誰もが生きる希望をもてる暖かい地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成18年8月4日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 支援センターなのはな畑

(2) 代表者の氏名

阿曾 千一

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市福山字貝ラケ8番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ誰もが、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前で過ごすことができるように支援し、豊かな地域社会づくりに参画することを以て、福祉の増進に寄与することを目的とする。